

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月28日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「法」という。)」及び「及び教育公務員特例法第21条の5第3項」を削り、「法第52条第3項」を「同条第3項」に改める。

別表本庁の項中「保育担当課長」を「保育担当課長 次長」に改め、同表右京区役所嵯峨出張所の項の次に次の1項を加える。

右京区役所京北 出張所	所長 担当課長
----------------	---------

別表農業指導所の項の次に次の1項を加える。

京北農林事務所	所長 担当課長
---------	---------

別表京都市立病院の項中「課長」を「課長 担当課長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

京都市立京北病 院	院長 副院長 事務長
--------------	------------

別表クリーンセンターの項中「課長」を「課長 担当課長」に改め、同表土木事務所の項中「所長」を「所長 担当課長」に改め、同表教育委員会の項中「総務部企画課の課長補佐，担当課長補佐」を削り、「総務部教職員課」を「総務部教職員給与課の課長補佐，担当課長補佐，給与担当の係

長及び担当係長 総務部教職員人事課」に改め、同表農業委員会事務局の  
項の次に次の1項を加える。

京北農業委員会 事務局	事務局長
----------------	------

別表備考3中「給与課労政係」を「給与課労政担当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)